

川崎市自治推進委員会（第4期）の調査審議について（案）

1 設置目的

- (1) 自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するために設置します。
- (2) 自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

川崎市自治基本条例
 第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

2 川崎市自治推進委員会の役割

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関して調査審議すること。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関して調査審議すること。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関して調査審議すること。

3 川崎市自治推進委員会（第4期）の調査審議事項（案）について

(1) 自治運営に関する制度等の運営状況について

川崎市自治基本条例の条文に基づく本市の制度・仕組みの運営状況について庁内調査を通じて全般的に把握し、調査審議を行います。

(2) これまでの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について

第1期から第3期までの委員会報告を踏まえた取組の実施状況について、主に「参加・協働」、「情報共有」、「区民会議」等の個別事項を掘り下げて調査審議を行います。

(3) 条例に基づく取組の総合的な評価について

上記(1)自治運営に関する制度等の運営状況、及び(2)これまでの委員会報告を踏まえた取組の実施状況の確認や、他自治体における運用状況等の調査を通じ、制定から10年を迎える川崎市自治基本条例について、条例に基づく取組の総合的な評価に関する調査・審議を行います。

4 調査審議の進め方

調査審議テーマに沿って、関係職員等からの報告や事務局による報告等を行い、委員会から御意見をいただきます。

5 検討結果の取扱

- (1) 調査審議内容等については、市ホームページへの掲載やニュースレターなどを通じて広くお知らせします。
- (2) 調査審議結果については、報告書を取りまとめ、市長に提出します。

川崎市自治推進委員会（第4期）検討事項及びスケジュール(案)

